

内閣参質二〇一第六四号

令和二年三月十日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員浜田聰君提出新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規
国債発行で賄うことに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田聰君提出新型コロナウイルス感染症による労働者の休業補償を新規国債発行で賄うことに関する質問に対する答弁書

御指摘の「香港政府並みの本格的な休業補償」の意味するところが必ずしも明らかではないが、政府としては、令和二年三月二日に厚生労働省が公表した「新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について」において示しているとおり、今後、「新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規を問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設」する予定であり、必要な財源を確保しながら進めることとしている。